



全ト協発第129号（輸・企）  
平成30年6月8日

都道府県トラック協会  
会 長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会 長 坂 本 克 己



**標準貨物自動車運送約款改正に伴う運賃・料金の変更届出を行う必要性について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標準貨物自動車運送約款の改正に関しては、新約款に基づく運賃・料金の変更届出が5月25日現在で45%を超えたところですが、一方で旧約款を独自約款とする認可の件数も約9000件となっており、約款改正の趣旨が必ずしも反映されていない形で認可を受けている場合もございます。

そのため、国土交通省自動車局の平嶋貨物課長より、標準約款改正に伴う運賃・料金の変更届出を行う必要性について、4月12日開催の全国専務理事業務連絡会議にてご説明頂くとともに、「広報とらっく（5月20日号）」に寄稿して頂き、会員事業者の理解促進を図ったところです。

また、本件に併せて、国土交通省では、旧約款を独自約款として認可を受けた事業者が今後改正後の標準約款を適用する場合の運賃料金の届出様式例を作成し、各地方運輸局等に通知して頂いたところです。

貴協会におかれましても、昨年8月の約款改正後、説明会等を通じて傘下会員事業者に対し新約款の内容等をご周知頂いておりますが、今般、改めて新約款の意義や新たな運賃・料金設定の必要性を周知して頂くとともに、新たな届出様式例についても会員事業者、特に旧約款を独自約款として認可を受けた事業者に対してご周知頂きたくよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関連して、今後、当協会では国土交通省のご協力のもと、昨年10月に作成した標準運送約款改正のリーフレットを一部修正した上で、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会及び全日本トラック協会の連名による適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた協力依頼を全国の荷主及び荷主団体に対して行うことをご報告申し上げます。

敬具

**【添付資料】**

1. 「標準貨物自動車運送約款の改正に係る手続き状況について」
2. 「標準運送約款改正に伴う運賃・料金の変更届出を行う必要性について」
3. 「標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う運賃料金設定（変更）届出様式例」

※3については下記のURLよりダウンロードできます。

[http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/yakkan\\_kaisei.html](http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/yakkan_kaisei.html)



以上

（本件に対する問合せ先）

全日本トラック協会

輸送事業部 礎、金子

Tel：03-3354-1038

企画部 星野、小川、本間、深田

Tel：03-3354-1037